

# ○沖縄県立看護大学学生表彰取扱要領

(平成13年1月17日)

[沿革] 平成20年4月1日 改正

平成24年8月15日 改正

(目的)

**第1条** この要領は、沖縄県立看護大学学則（平成11年沖縄県規則第24号）第42条の規定に基づき、学生の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

**第2条** 表彰は、次の各号の一に該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学業の成績が特に優れていると認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるもの
- (4) その他第1号から第3号に準じ表彰に値する行為等があったと認められるもの

(表彰対象者の推薦)

**第3条** 教職員及び学生は、前条各号の一に該当すると認められるものがあるときは、別紙様式により学部長又は学生部長を通じ学長に推薦することができる。

(表彰の審議・決定)

**第4条** 学長は、前条の推薦があったときは、学生委員会に審査を付託することができる。

2 学生委員会は、前項による付託があったときは、その審査を行い、審査の結果を教授会に報告しなければならない。

3 表彰は、教授会の議を経て学長が決定する。

(表彰の方法)

**第5条** 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

**第6条** 表彰は、原則として次の日に行う。

- (1) 開学記念日（5月15日）

(2) 卒業式

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断される時は、その都度行うことができる。

( 公表 )

**第7条** 被表彰者は、学内外に公表する。

( 事務 )

**第8条** 学生の表彰に関する事務は、学務課において処理する。

( 雑則 )

**第9条** この要領に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

**附 則**

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成24年8月15日から施行する。

別紙

## 学生表彰推薦状

沖縄県立看護大学学長 殿

沖縄県立看護大学学生表彰取扱要領第3条の規定に基づき、次のとおり学生表彰の対象者を推薦します。

- 1 表彰の対象（いずれかを記入）
  - ア 学生氏名 学籍番号
  - イ 団体名
  
- 2 表彰の基準（いずれかを○で囲む）※要領第2条の区分による
  - ア 学業成績が特に優秀
  - イ 課外活動が特に優秀及び課外活動の振興に功績
  - ウ 社会活動に顕著な功績及び社会活動に高い評価
  - エ その他アからウに準じる行為等
  
- 3 推薦の理由（具体的に説明）
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 その他（関係資料等）

平成 年 月 日

推薦者